

県立高等学校等学び直し支援金補助金交付要綱

平成26年11月11日
教育庁財務福利課
平成30年7月1日
教育庁高校教育課

(趣旨)

第1条 県は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等を退学した後、再び県立高等学校又は県立中等教育学校の後期課程（以下「高等学校等」という。）で学び直す者に対して、法に基づく高等学校等就学支援金の支給期間の経過後も生徒の授業料相当額の学び直し支援金を支給することにより、生徒の教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、予算で定めるところにより、県立高等学校等に在学する生徒に対し学び直し支援金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(対象者)

第2条 県立高等学校学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）の交付対象となる者は、高等学校等に在学する生徒であって、次の各号の全てに該当する者（以下「支給対象者」という。）とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 法第2条に規定する高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
- (3) 法第3条第2項第2号に該当する者（定時制及び通信制は48月）
- (4) 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者（高等学校等就学支援金に係る新制度の対象者（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する高等学校等就学支援金の受給権者であった者又は同法第3条第2項第3号に該当することにより高等学校等就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当することを予測し、高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。）をいう。）であった者に限る。）
- (5) 法第2条に規定する高等学校等を退学したことがある者
- (6) 学び直し支援金の支給を通算して24月以上受けていない者
- (7) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に該当しない者）

2 前項第3号の規定は、法第3条第2項第2号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者については適用しない。

(補助金の額)

第3条 学び直し支援金の交付額は、法第5条の規定により算定される高等学校等就学支援金に相当する額とする。ただし、月額を支給限度額は全日制課程9,900円、定時制課程2,700円、通信制課程520円とする。

(申請書に添付すべき書類)

第4条 学び直し支援金を受けようとする支給対象者(以下「申請者」という。)が、規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 生徒状況届出書(兼事業計画及び収支予算書)(別記様式第1号)
- (2) 保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額を証明する書類(以下「課税証明書」という。)
- (3) その他知事が必要と認める書類

(申請の取下げのできる期限)

第5条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(収入状況報告)

第6条 規則第11条の規定により、7月以前に交付決定を受けた申請者(以下「受給者」という。)は、知事の定める日までに「保護者等の収入の状況に関する事項」に係る届出書(以下「収入状況届出書」という。)(別記様式第2号)に当該年度の課税証明書等を添付して提出しなければならない。

2 受給者は、前項の規定に関わらず、保護者等の収入状況について変更があったときは、収入状況届出書を速やかに知事に提出しなければならない。

3 知事は、受給者が、正当な理由なく第1項の収入状況届出書を提出しないときは、学び直し支援金の支払を一時差止めることができる。

4 知事は、前項の規定による差止めを決定した場合は、その旨を、受給者に通知する。

(変更申請)

第7条 規則第10条第2項第1号に規定する変更を行うときは、県立高等学校学び直し支援金変更交付申請書(別記様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(変更交付の決定)

第8条 知事は、前条の申請があった場合には、速やかに変更交付の決定を行い、変更の申請を行った者に通知する。

(補助金の交付方法)

第9条 この補助金は、精算払により交付する。

(代理受領)

第10条 高等学校等の長（以下「学校長」という。）は、受給者に代わって学び直し支援金を受領し、その有する当該受給者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

ただし、受給者が既に授業料を納付している場合は、学校長は当該受給者に学び直し支援金を支給するものとする。

(実績報告)

第11条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に県立高等学校等学び直し支援金に係る履修実績証明書（別記様式第4号）を添えて、学び直し支援金の受給資格が消滅した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い時期までにしなければならない。

(書類の提出部数等)

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は規則及びこの要綱の本則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

(書類の経由機関)

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に書類を提出する場合及び申請者又は受給者へ通知する場合は、学校長を経由するものとする。

(その他)

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は平成26年11月11日から施行し、平成26年度の予算に係る県立高等学校等学び直し支援金補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年7月1日から施行する。